

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和7年8月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20250806	福島県北運輸株式会社 (法人番号 8380001019960) 代表者八島達夫	福島県伊達市保原町上保原字大割131番地	仙台支店	宮城県仙台市宮城野区中野5丁目3番地の36	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和7年2月13日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)	11	9
20250807	大和建設運輸株式会社 (法人番号 1390001011361) 代表者小山和憲	山形県西置賜郡小国町大字町原75番地2	本社営業所	山形県西置賜郡小国町大字町原75番地2	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	法第17条第1項第2号、法第17条第4項	令和7年2月20日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両法(以下「車両法」)第47条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(3)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20250812	株式会社中田物流 (法人番号 7370401000547) 代表者千葉健一	宮城県登米市中田町上沼字大柳114番地2	本社営業所	宮城県登米市中田町上沼字大柳114番地2	文書警告	法第15条第4項	令和7年6月12日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(2)点呼の実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第3項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20250825	株式会社仙台丸水配送 (法人番号 5370001004058) 代表者小笠原透	宮城県仙台市宮城野区日の出町3丁目8番27号	本社営業所	宮城県仙台市宮城野区日の出町3丁目8番27号	輸送施設の使用停止(20日車)	法第17条第4項	令和7年2月26日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(2)初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)	2	2

20250826	東北貨物運送株式会社 (法人番号 5370001004330) 代表者田原洋一	宮城県仙台市若林区六丁の目元町10番1号	本社営業所	宮城県仙台市若林区六丁の目元町103-6	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(265日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第18条第3項、法第60条第1項	令和6年6月5日及び27日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、15件の違反が認められた。 (1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)整備管理者の選任違反(安全規則第3条の3及び車両法第50条第1項)、(3)整備管理者の選任(変更)の未届出(安全規則第3条の3及び車両法第52条)、(4)定期点検整備の実施違反【未実施2回】(安全規則第3条の3及び車両法第48条)、(5)定期点検整備の実施違反【未実施3回以上】(安全規則第3条の3及び車両法第48条)、(6)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(7)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(9)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(12)高齢運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(13)運行管理者の選任違反(安全規則第18条第1項)、(14)運行管理者の選任(解任)の未届出(安全規則第19条)、(15)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	57	57
----------	--	----------------------	-------	----------------------	-----------------------------------	--	--	----	----

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。